

令和 2 年 8 月 19 日

介護給付費分科会長

田中 滋 様

宅老所グループホーム

全国ネットワーク

会長 惣万 佳代子

令和 3 年度介護報酬改定に関する意見書

宅老所・グループホーム全国ネットワークは「小規模」「多機能」「地域密着」「共生」をモットーに活動しています。

本年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、職員 10 人以下のデイサービスの経営が一層厳しくなっています。「いつ辞めるかわからない」「将来に希望が持てない」などと意見が出ています。

令和 3 年度の介護報酬改定にあたり、意見をまとめました。

1. 基本介護報酬を上げて下さい。

- 1) 新卒の初任給を 20 万円にアップ。人材確保に努めるため。
- 2) 加算はいつなくなるかわからないので、職員の基本給料を上げることができない。
- 3) 小規模の事業所では、条件に満たないため加算がとりにくい。

介護職員等特定処遇改善加算 (I)

①介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(当ネットワークの意見) ⇒上記の賃金改善額、8 万以上や 440 万以上の内容が対象となる現存の介護職員の取得賃金額との差が大きく加算を取得しようとするとう運営が成り立たなくなる。

個別機能訓練加算 (I) (II)

①常勤専従の有資格者を 1 名以上配置

(当ネットワークの意見) ⇒加算による報酬単価が 46 単位 (II の場合 56 単位) であり、小規模事業所がゆえに利用者数も少なく、有資格者を配置すると収入と支出のバランスが大きくなりマイナス収支となる。

サービス提供体制強化加算（I）

①介護職員のうち、介護福祉士の割合が50%以上配置されていること（18単位/1回）

（当ネットワークの意見）⇒職員の分母が少ないので、資格保有者の一人にかかる負担が大きく取りにくさの要因となっている。

2. 処遇改善加算・特定処遇改善加算を1本化して欲しい。

1) 加算の配分率の底上げ。

2) できれば加算をなくし、基本介護報酬に盛り込んで欲しい。

3. 支給限度額のアップをして欲しい。今までのサービス量が使えるようにする。

4. 事務量を減らして欲しい。ケアにかかる時間が減少している。

シンプルで分かりやすいものにして欲しい。